平成２１年（フ）第１９２号
秋田県湯沢市秋ノ宮字畑35番地３
破産者　高橋　　武
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１０７号
山形市双月新町５番地の10
破産者　武田きゑ子
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８５号
川崎市中原区下小田中４丁目３番８―203号ジョイプレス中原
破産者　岩崎　　蔵
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
川崎市幸区南加瀬３丁目13番41号、住民票上の住所川崎市幸区南加瀬３丁目６番31号
破産者　鈴木　ヤヱ
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
富山県高岡市北島1332番地１
破産者　石田　重一
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３７９４号
名古屋市守山区白山１丁目2208番地　メイゾンサンポアＢ棟４Ｃ号
破産者　タクトこと　前原　住雄
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９５号
愛知県海部郡大治町大字西條字松下123番地の１　グランドハウスふじかＢ、開始決定時の住所愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字松山147番地の２
破産者　吉川　正明
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３４号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の２　タウン伝治山１棟104号
破産者　星野　泰敏
法定代理人成年後見人　星野　達哉
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７３号
名古屋市守山区茶臼前14番14号　喜多山住宅603号
破産者　宮越　一弘
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３０号
愛知県愛西市北河田町郷西240番地２
破産者　櫻井　光典
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６４号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―1122号大幸東団地
破産者　久野　直樹
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９５号
愛知県瀬戸市水南町145番地の１　水南ハイツ203
破産者　矢野　裕二
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４７７３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目19番７号
破産者　末松　　勇
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４９９１号
大阪府守口市金田町１丁目13番９号、前住所大阪府守口市南寺方東通６丁目１番23号
破産者　中田　英将
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７１９３号
大阪市平野区長吉長原１―９―６パシフィック平野第45ビル405号、開始決定時の住所大阪市平野区長吉長原２丁目11番18号
破産者　岡田　康二
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７３５０号
大阪府東大阪市荒川３丁目６番23号
破産者　福村　　治
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７６８号
大阪府高槻市氷室町２丁目48番７号
破産者　森山　　基
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０８９号
大阪市鶴見区浜２―２―23ベンベヌート大西濱本龍治方、開始決定時の住所大阪府大東市三箇４丁目８番28号
破産者　岩崎組こと　岩嵜　　忍
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部